

宮タク仙支第 162 号
令和 3 年 4 月 8 日

宮城県内タクシー事業者 各位

仙台地区タクシーセンター

申請書類等への押印・署名の廃止について（お知らせ）

時下、各事業者におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当センター業務へのご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この程「タクシー業務適正化特別措置法施行規則」が改正され、タクシー運転者登録申請等の申請書類等への押印・署名が廃止されることになりました。

その法改正に対処するため、現在、当センターでは「ホームページ内の関連文書」及び各事業者様に配布させていただいている「講習・試験・登録の手引き」の修正作業を進めているところであります。

そのため当分の間、現在使用している申請書類はそのまま使用し、印鑑・押印は不用として取り扱うことにしましたのでご了承願います。

なお、各申請書類等の取扱いを変更した場合は、別途お知らせいたします。

問合せ先：仙台地区タクシーセンター

TEL 022-256-7188

FAX 022-256-7189